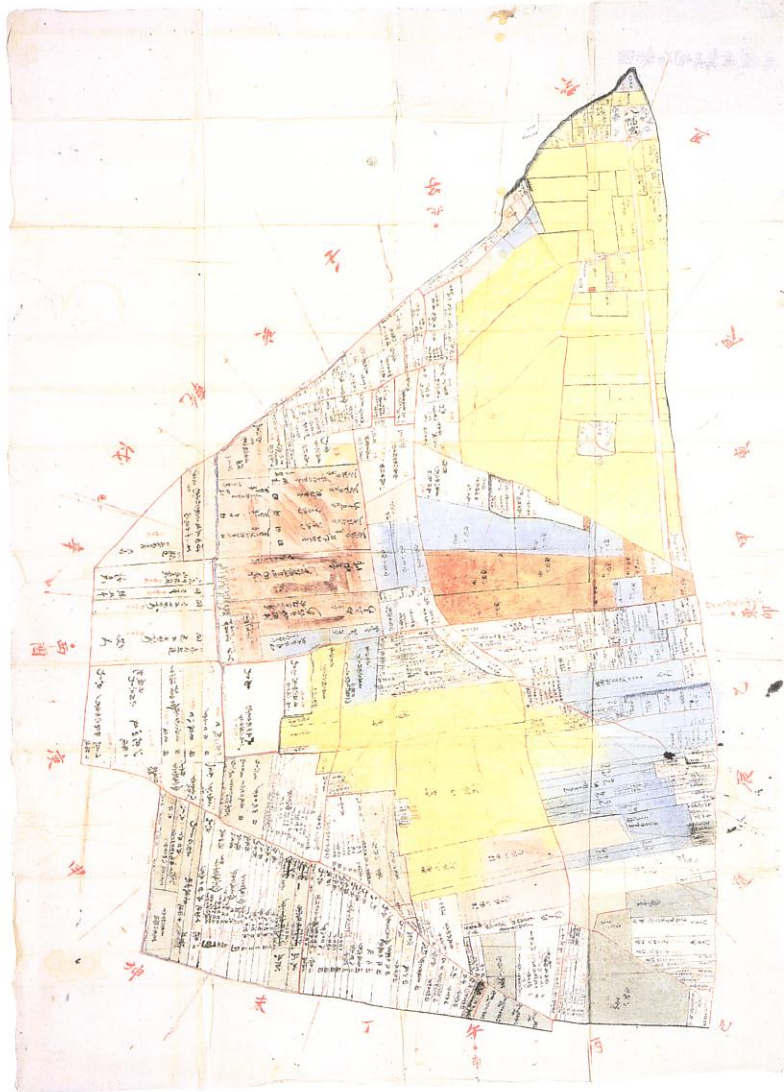


# 文書館だより

第24号

徳島県立文書館



御蔵御給知 色分絵図(幕末期) 955×1435(mm)

板野郡竹瀬村(現藍住町)の庄屋であった木内家に残された絵図。関連史料から安政5年以降の作成と思われる。給知分は給人ごとに色分けされている。御蔵分と一部の給知分は一筆ごとに面積や扣人名などが記入されている。また、御蔵分は各筆に朱で通し番号が付されており、地租改正作業との関連も考えられ、興味深い。(木内家文書 キノウ00441)

### 第30回企画展「庄屋さんのお仕事」

平成17年4月26日(火)～7月31日(日)  
年貢の徴収から村内の揉め事の仲裁まで。知っているようで、あまり知られていない“庄屋さんのお仕事”をわかりやすく紹介します。

### 特別企画展「戦後60年のメッセージ ～伝えたい あの時を～」

平成17年8月2日(火)～10月30日(日)  
この60年間の徳島のうつりかわりを様々な資料を通して紹介します。

### 「CIE教育映画(ナトコフィルム)上映会」

戦後、GHQの占領政策の一環として、日本各地で上映されたCIE教育映画(ナトコフィルム)を、毎日2～3作品ずつ日替わりで上映します。

とき 平成17年8月15日(月)～21日(日)  
午後2時～午後3時30分  
ところ 二十一世紀館ミニシアター

### 第29回資料紹介展「写真で見る失われた徳島の風景」

平成17年11月1日(火)～平成18年1月29日(日)  
今回は昭和三十年代・四十年代を中心に、今はもう失われてしまった徳島のなつかしい風景を、写真で紹介いたします。

### 第30回資料紹介展「村絵図の世界」

平成18年1月31日(火)～4月23日(日)  
江戸時代後期に徳島藩お抱え絵図師によって作成された「分間図」をはじめ、当時の村の様子を生き生きと伝えてくれる村絵図の数々を紹介します。

## 目次

未来へ伝えよう 地域の歴史を……………2  
公開史料の紹介 一木内家文書・近藤家文書……………3  
徳島県に残されたナトコ映写機のフィルム……………4  
「徳島の古文書を読む会」作成の史料集……………5  
古文書の世界 維新时期・村役人の記録「御用録」に残る  
西讃騒動と弥十郎騒動 一名東県内の徴兵制・地租改正反対一揆……………6

文書館のあゆみ(平成16年7月～12月)……………7  
南海地震と津波の体験を語る会……………7  
講座のご案内……………8  
文書館の利用案内……………8

# 公開史料の紹介 — 木内家文書・近藤家文書 —

徳野 隆

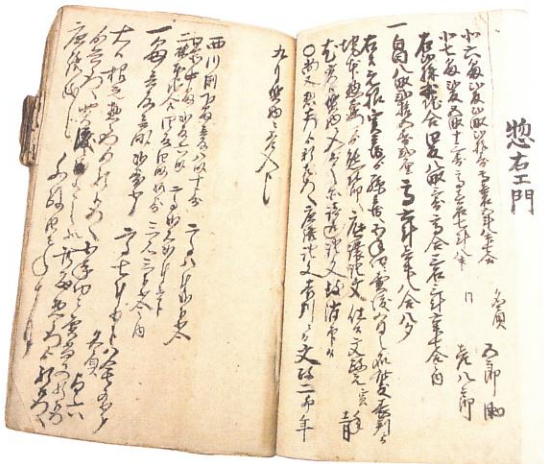
平成一六年度、徳島県立文書館では板野郡竹瀬村木内家と同郡板東村近藤家の二つの庄屋文書を公開しました。利用していただく際の手引きとして、この二つの文書群の概要を説明させていただきます。

## 木内家文書

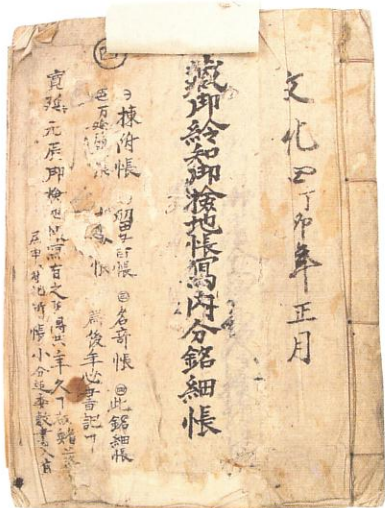
木内家文書は、吉野川下流域の藍作地帯に位置する板野郡竹瀬村（現藍住町）の木内家に伝来していた文書群です。この文書群は木内家から旧県立図書館に寄託され、多くの研究者に利用されてきました。平成八年に県立図書館から当館に移管さ

れ、史料の再整理が行われました。この整理の結果三、〇七一点の文書が確認され、虫損の激しいものやプライバシーに関わるものを除いた二、九七七点を今回公開しました。そのうち約半数が近世文書となっております。

木内家は、家譜等によれば江戸時代の前期に竹瀬村の有力農民であった吉左衛門家から分家し、藍作発展の波に乗って享保年間以降に急成長を遂げ、宝暦・明和期には村内きつての大高持に成長すると共に、藍玉の他国売りにも進出しています。延享年間からは竹瀬村の庄屋



譲売質入人別留書帳



御蔵御検地帳写内分銘細帳

（肝煎）役を代々務め、明治以降も歴代の当主が県会議員や藍園村長などに就任していま

「御蔵御給知御検地帳写内分銘細帳」（キノウ〇〇六五）、「譲売質入人別留書帳」（キノウ〇〇三五）、「御蔵御検地帳写」板野郡竹瀬村宝永五年御検地帳之内御給知書抜帳ひかえ」（共にキノウ〇〇八三〇）な

（古文書係長）

す。木内家文書には、検地、棟付改、割符、訴訟、暇証文、御用銀、藍作調査など木内家が庄屋（肝煎）の職務を遂行するために作成・保管したと考えられる多くの史料が含まれています。このうち「天正拾七年板東郡之内竹瀬村御検地御帳」（キノウ〇〇三七）は、きわめて貴重な天正検地帳の原本であると思われるます。

江戸時代の阿波国には、複雑な田島売買・質入れのルールがありました。江戸中期以降、田島の売買・質入れが頻繁に行われるようになるにつれ、庄屋は村内の個々の土地について、検地帳にどのように記載されているかだけでなく、その時点での実際の生産力や保有者・年貢負担者を確認するという、気の遠くなるような事務作業を求められたと考えられます。木内家文書の中には、庄屋木内家が田島の異動に関する情報を管理し、検見や年貢徴収に対応するために作成したと考えられる「御蔵御給知御検地帳写内分銘細帳」（キノウ〇〇六五）、「譲売質入人別留書帳」（キノウ〇〇三五）、「御蔵御検地帳写」板野郡竹瀬村宝永五年御検地帳之内御給知書抜帳ひかえ」（共にキノウ〇〇八三〇）などの帳簿が数多く残されています。これらの帳簿類と絵図類（表紙を参照）や膨大な数の年貢算用書・年貢受取書などを総合的に検討することによって、未だ十分に解明されていないと言いつても過言ではない徳島藩における年貢徴収システムの研究が、一挙に進展する可能性があります。

## 近藤家文書

近藤家文書は、大麻比古神社や第一番札所霊山寺のある板野郡板東村（現鳴門市大麻町）の庄屋を務めていた近藤家に伝来した文書群です。当館が購入し、史料整理の結果確認された一、四七七点の文書を今回公開しました。年貢関係や御林関係など、近藤家が庄屋として作成・保管したと思われる史料などが中心となっております。また、「寛永十二年亥九月（平島公方母祐賀吉利支丹詮義一件）」（コン二〇〇一三一）や「元治子年七月十七日（天狗党に関する聞書）」（コン二〇〇一三五）などの史料もあり、情報の入手経路も含めて興味深いものがあります。

この二つの文書群には、これまで分かつてはいるようによく分かっていなかった「庄屋さんのお仕事」を解明する上での、一級の史料が満載されています。皆様のご利用をお待ちしております。また、当館の公開資料は文書館のホームページで検索できますので、是非ご活用下さい。

# 未来へ伝えよう 地域の歴史を

小笠 泰史

## 時代を見据えた活動を

徳島県立文書館が一九九〇(平成二)年十一月に開館して以来今秋で十五年目を迎えようとしています。

この間、多くの方々のご理解ご支援ご協力を賜り、地域に根ざし県民に親しまれる文書館をめざしてまいりました。お陰を持ちまして昨年末において二十万点を超える公文書・古文書・行政資料等を収集保存するとともに公開に向けての作業を行っています。その他の事業として、一、企画展・資料紹介展等の企画展示事業、二、古文書及び公文書管理保存講座に代表される教育普及事業、三、本館所蔵資料の整理・保存研究及び県内外に所在する歴史資料の調査収集などの調査研究事業、四、全国の文書館相互の情報交換及び職員の研修を図る、などがあげられます。全国的には、文書館(公文書館)は、独立行政法人国立公文書館をはじめとして都道府県、政令指定都市、市区町村合わせて五十余り設置され、今後もその果たす役割はより高まっていくものと思われまます。

現在、本館が重点的に取り組んでいる課題として一、県民のニーズにあった利用の促進二、レファレンス

の充実三、学校教育との更なる連携四、市町村合併時等における公文書の保存の必要性、であります。

## 正念場を迎えた資料保存

総務省によると市町村合併により二〇〇六(平成十八)年一月一日には全国の市町村数が二千四百以下まで減る見込みになったとの発表がありました。その数が昨年四月一日現在で三千百あったことからその促進状況がうかがわれます。新聞等においても合併に関連した情報が流れない日はないほどです。

本館は昨年七月、各自自治体はもろん県民に対して、歴史的な資料の保存を呼びかけるシンポジウム「市町村合併と文書資料保存問題を考える―未来に伝えよう 地域の歴史を―」を開催し、県内外の取り組み状況を、保存に向けた具体策などについて情報交換をするともに県民一人ひとりの意識向上を図ったことは周知のとおりです。そうしたなかで、「合併時の散逸や安易な廃棄」にならないように取り組んでいたでいると確信しています。その一方で、大量の文書を扱う自治体では保存場所の確保に困っているという声も聞かえてきます。また、情報公開への対

応で文書の整理を迫られ、不要な書類を廃棄したい事情があるかも知れません。県内でも吉野川市の誕生をはじめ合併の動きの本格化に伴い、「何を残すか、どこに、どういう形で保管するか」が緊急の課題です。合併以前において公文書は各自自治体が独自に文書管理規定などを設けており、保存年限を定めているのが現状です。換言すれば合併した新しい市町村の文書管理規定に合わせた保存が必要であり、残した文書と住民のニーズは違うかもしれません。その意味でも地域住民はより関心を持つべきであり、行政に任せきりでなく積極的に問題意識を持ち参加することが望まれます。

公文書を含め、地元の市町村史誌編纂資料などは「地域の歴史を保存する」重要なものであります。たとえ、合併で行政単位の町村名が消えたとしても、地域の歴史、地域ごとに特色ある文化は脈々と受け継がれるべきであり、現代に生きる私たちは、それを記録し後世に残す責任があります。

## 何を、どこに残すか

「何を残すかが決定していない状況があったり、判断に苦しむ場合はとにかく残してほしい」そして、合併を予定している法定合併協議会での論議を深め、公文書等保存のガイドラインを作成することが急がれます。本館としても「文書館資料の収

集及び保存に関する要綱」(平成十三年十月一日施行)で収集基準を示しているのを参考にして下さい。また、文書保存に関する話し合いにも気軽に応じているので是非相談していただければ幸いです。

地域社会の生活文化史は、行政や研究者だけではなくそこに住む住民一人ひとりの財産です。先述した「何を、どこに残すか」の一例をあげますと、①地場産業など地域の特色が明確になるもの②全県(全域)的な状況が把握し得るもの③文書の残存が少ない時代のもの④合併を機に不存在(消滅)となってしまうもの⑤長期にわたり継続的に歴史の流れがわかるもの⑥一群として保存することにより歴史的文化的価値を有するもの⑦その他歴史的文化的価値を有するもの、などが基本的な考え方にはないでしょうか。また、判断に迷うものは可能な限り残すとともに保存方法も旧自治体単位でまとめ整理することも一つの方法です。

さらに保存場所等については、基本的にはそれぞれの現地で保存することが大切であり、場所については、学校の統廃合で生じた校舎を利用するなど、それぞれの地域で工夫した取り組みを行うことが求められます。いずれにしても、一連の合併の流れを公文書等の保存や公開し活用する好機になることを祈念いたします。(館長)

# 「徳島の古文書を読む会」 作成の史料集

当館では現在古文書講座（初級・一〇回）と、古文書講座（中級・五回）を開催しており、その修了生を中心に「徳島の古文書を読む会」というサークルが組織されている。現在七つの班に分かれて、十から十五人程度で活発に活動している。そのサークル活動の一環として、史料集の刊行を始めた。現在まで三冊の史料集が刊行されたので紹介する。

## ◎史料集（一）―蜂須賀重喜在府日記 宝暦六年・宝暦七年―（徳島の古文書を読む会三班編）

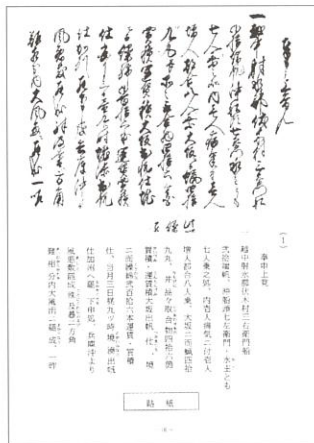
記念すべき読む会一冊目の史料集。江戸時代後期の徳島藩十代藩主蜂須賀重喜の内在府（参勤交代で江戸在府中のこと）中の日記である。

重喜は徳島藩宝暦・明和期の諸改革を押し進めた藩主として知られているが、実際の細かな改革の動きを知るためにはこの日記の解説が不可欠と考えられていた。日記は改革初期の宝暦五年から宝暦一〇年まで残っているが、まず六年と七年の在府日記の解説史料集である。重喜期の年表も付いている。

## ◎史料集（二）―和田島村・森家文書 難船一卷―（徳島の古文書を読む会一班・六班・七班編）

和田島村は、小松島の東で半島を形成している地で、小松島沖を航行する船の監視をする遠見番所・川口番所が置かれていた。和田島村の川口番人は森本家、庄屋は森家であるが、現在森本家が所蔵していた文書も含め森家に所蔵されており、今回三つの班で分担し解説させていただいた。文書は文化一〇年（一八三二

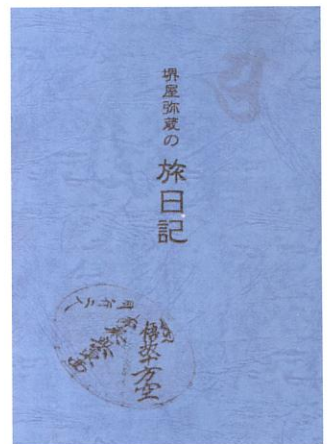
におきた越中国（富山県）射水郡伏木村三右衛門船の難船、文政一〇年（一八一七）におきた摂州（兵庫県）脇野浜善次郎船の難船、天保二年（一八三一）におきた大坂河内屋仁三郎船による出羽国（山形県）庄内藩酒井家の江戸家中扶持米廻米船の難船という三つの事件を含んでいる。



## ◎史料集（三）

### ―堺屋弥蔵の旅日記―

堺屋弥蔵は、文化五年（一八〇八）に吉野川の中流域半田村小野浜で生まれた。半田村の小野浜は吉野川の川湊で、弥蔵も川船を持つ商人として活動していた一方、旅好きでたく

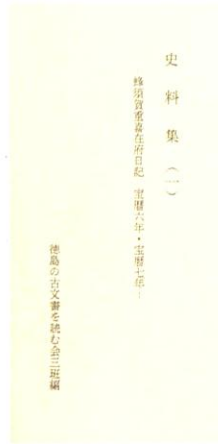
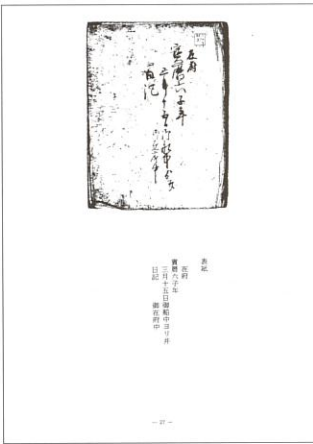


さんの旅日記を残している。こうした旅日記の内七冊の解説分を収録した。讃岐国高松・善通寺・出雲国出雲大社・伊予国仙龍寺・阿淡両国の霊場めぐりの日記であり、松尾芭蕉を尊敬した弥蔵らしく紀行文の間に俳句や狂歌を挿入したり、商人らしく旅行にかかったお金を細かく記している。

このように、各班で工夫されたバラエティ豊かな内容となっている。今後も、少しずつ続けて発刊していく予定である。今後も続刊していく史料集を紹介する予定である。

お問い合わせは、徳島県立文書館まで。電話088-668-2700

（担当 金原）



# 徳島県に残されていた CIEフィルム(ナトコ映写機)

「ナトコ」とはアメリカ製一六ミリ発声映写機のこと、米軍が太平洋戦争中前線や占領地において慰安等の目的で使用していたものである。終戦後、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)によって日本へ民主主義などの啓蒙活動を目的に約一三〇〇台が持ち込まれた。昭和二三(一九四八)年頃から文部省によって受け入れのための全国組織が作られ、各府県別に人口等によって配分され、貸与されたという。上映されたフィルムは、GHQの内部組織である民間情報教育局(CIE)がU S I Sを通じて作成したもので、正式にはCIE映画もしくは、CIE教育映画と呼ばれている。こうした映画は昭和二二(一九四七)年四月から貸与が始まっており、東亜発声社等により日本語版のナレーションや字幕が付けられたものや、日本で製作されたものもあり、最終的には四〇六本に及んだとされている。



フィルムの箱に書かれた文字CIE,GHQの文字が見える。

徳島県教育委員会の職員を通じて徳島県立教育研修センター内の視聴覚ライブラリーに箱に古い英語で書かれたフィルムがあると聞いたのは、今から一〇年ほど前のことであった。早速、当文書館職員数人で研修センターを訪れ、フィルムを預かることにした。整理してみると(平成九(一九九七)年に整理は終了している)、フィルムケースに昭和二三(一九四八)年から昭和三五(一九六〇)年の年代が書かれたCIEフィルム等が二〇一本(重複しているフィルムもある)あった。現在は、文書館の収蔵庫に、元の形のまま保存されている。

このフィルムは、その後平成一一(一九九九)年六月頃広島大学教育学部の柴一実氏に一部のフィルムを見ていただき史料として評価を受け、翌一二(二〇〇〇)年のNHK徳島放送局で、四国スペシャル「日本人を再教育せよ」という番組が作られた。その後、少々時間が空いたが、平成一六(二〇〇四)年夏にNHKアーカイブスからフィルム複製をすためCIEフィルムの貸し出しを受けたいとの申し出があった。



文書館の収蔵状況

「著作権問題のクリア」「複製物を一揃い文書館へもいただく」という条件を付けて貸し出しを行った。古いフィルムで痛みも激しかったようであるが、重複しているフィルムから補ったり、フィルムは補修を行いつつ著作権上の問題の調査も行っていた。ただ上で八九本のフィルムがDVDソフトになった。文書館にも複製物一式をいただけることになり、広く鑑賞に供することが可能になったのである。

フィルムの多くは、徳島で戦後巡回映画会などで実際に使われた映画であり、年輩の方々の多くは実際にこの映画を目にするのもあった。教育映画であるから、内容的には説明的で難しいという評価や、作画的な演出があるなどの評価もあるようだが、そうした評価にあたり

「著作権問題のクリア」「複製物を一揃い文書館へもいただく」という条件を付けて貸し出しを行った。古いフィルムで痛みも激しかったようであるが、重複しているフィルムから補ったり、フィルムは補修を行いつつ著作権上の問題の調査も行っていた。ただ上で八九本のフィルムがDVDソフトになった。文書館にも複製物一式をいただけることになり、広く鑑賞に供することが可能になったのである。

文書館では、この夏、県立二十一世紀館のミニシアターにて六〇年目の終戦記念日にあたる八月一五日から二一日まで一週間に渡って日替わりで、これらのフィルムの上映会を計画している。戦後日本の出発点となるこれらの映画から、その時代の雰囲気を感じていただければ幸いです。

(担当 金原)

# 文書館のあゆみ (平成16年7月～12月)

7月3日	四国大学学生研修 第5回古文書講座(初級)「藩主の日記を読む2」蜂須賀重喜在府日記」 シンポジウム「市町村合併と文書資料保存問題を考える」 特別企画展「阿波人形浄瑠璃」(10月31日) 古文書保存講座(初級)「阿波人形浄瑠璃」(23日) 第7回古文書講座(初級)「阿波人形浄瑠璃に親しむ」 「あわ文化」発信事業「阿波人形浄瑠璃」(6日)
8月1日	教職10年次研修(6日)16日 文化の森人権啓発展(15日) 法政大学中野ゼミ来館(上月文書調査) 第8回古文書講座(初級)「棟付帳を読む2」 特別企画展「阿波人形浄瑠璃」 文化の森人権啓発展 資料調査員会議
9月2日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会役員会(大阪府公文書館) 第9回古文書講座(初級)「庄屋文書を読む1」 台風のため臨時休館
9月4日	徳島の古文書を読む会運営委員会 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会(17日 北海道立文書館) 第10回古文書講座(初級)「庄屋文書を読む2」閉講式 第11回古文書講座(初級)「開講式・金原祐樹氏「次郎銅山の開発」 第2回古文書講座(中級)「名倉佳之氏「四国遍路への旅立ち」 歴史講演会大和武生氏「阿波人形浄瑠璃物語」 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会例会(大阪市立男女共同参画センター) 第3回古文書講座(中級)「徳野隆氏「災害がもたらした村方騒擾」 資料調査(19日)木沢村 村役場他) 台風のため臨時休館 公文書公開審査
9月7日	第4回古文書講座(中級)「阿部聡美氏「阿波・民衆芸能の世界」 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(29日) 山口県総合保険会館) 全国都道府県史協議会(29日) マリンパレスかこしま) 第1回歴史講座開講式
9月15日	第28回回企画展「史料に見る徳島の自然災害」(1月30日) 八万南小学校3年生来館(9日) 総合学習 第5回古文書講座(中級)「松本博氏「庄屋「御触帳」などから」閉講式 徳島の古文書を読む会合同学習会 アーカイブズ・カレッジ(短期コース)(13日) 愛媛県立図書館) 第2回歴史講座「小林勝美氏「国指定国分尼寺跡再考」 鳴門史学会大会(共催) 公文書管理・保存講座
11月2日	第1回県教委事務局幹部職員人権問題研修会(婦人会館) セクハラ防止研修会(教育総合センター) 徳島県博物館協議会先進地博物館調査(金比羅宮博物館他) 第29回企画展「示解説」 中国・四国地区文書館等職員連絡会議(3日) 広島市公文書館) 美術館等運営研究協議会(3日) 東京国立近代美術館) 文化の森人権啓発展(12日) 職員健康診断
12月2日	徳島の古文書を読む会運営委員会 第3回歴史講座「佐藤武氏「江戸時代末期の阿波における演劇の上演と受容の形態」 館内セクハラ防止研修会 第29回企画展に関する資料調査(池田町・三野町・脇町) 第29回企画展に関する資料調査(徳島市大滝家) 第2回県教委事務局職員等問題研修会(県庁) 消防訓練 行政資料収集(県庁・県警本部) 資料調査(24日) 木沢村役場・湯浅家) 年末年始休館(1月4日)

## 文書館の新たな試み —南海地震と津波の体験を語る会—

徳島県立文書館では、平成一六年  
一二月二日から平成一七年一月三〇  
日まで開催した第二八回企画展「史  
料に見る徳島の自然災害」の関連行  
事として「展示解説&南海地震と津  
波の体験を語る会」を一月一〇日  
(月)に開催しました。



徳野さん語る体験

今回体験談を語っていただいた海  
部郡牟岐町出身の徳野典子さんは、  
「地震後に海の様子を見に行ったら人  
が津波に巻き込まれた。」「経験に裏  
打ちされた父親の的確な判断によつ  
て、自分たちは安全な道を通って逃  
げることができた。」といった御自  
分の体験談を語られた後に、「近い  
将来必ず地震は起こる。そのために  
も安全な避難ルートを常に確認して  
おく必要があるのではないでしょ  
うか。」というアドバイスしてくだ  
さいました。当日は総合学習の一環

として参加した中学生の皆さんを含  
めて、五〇人以上の方が参加されて  
いましたが、これらの参加者からも  
次々と自分の体験談が語られるな  
ど、非常に活気に満ちた会となりま  
した。

今回の企画展では、嘉永七年(安  
政元年・一八五四)と昭和二一年  
(一九四六)の南海地震、明治二五  
年(一八九二)の高磯山崩壊と那賀  
川洪水、昭和九年(一九三四)の室  
戸台風や昭和三四年(一九五九)の  
伊勢湾台風など、過去に徳島県を襲  
った自然災害に関する多くの古文  
書・公文書・写真などを紹介しまし  
た。ここ数年、防災に対する関心が  
高まっていますが、過去の被害の実  
態やそれに対する取り組みを示すこ  
れらの資料や体験談・伝承などをし  
っかりと保存して、それを「情報資  
源」として活用することが大切なの  
ではないでしょうか。



南海地震の被災者と倒壊した劇場(牟岐町)

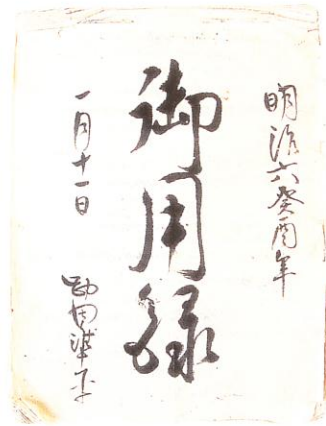
古文書の世界

維新时期・村役人の記録「御用録」に残る西讃騒動と弥十郎騒動に関する情報

名東県内の徴兵制・地租改正反対一揆

松本博

明治六(一八七三)年六月、名東県管内・讃岐国西部の民衆が、徴兵制に反対して学校や村役人宅などを焼き討ちにする一揆を起こした。当時の新聞には「此の挙人数およそ一万人余」とも伝えられた。この「西讃騒動」とちょうど時期を同じくして、阿波国「名西郡山分」の村びとが地租改正事業の矛盾に抗議して県庁に提訴した。その不穏な動きに西讃騒動の影響が及んでくるのではと心配して、名東県権令らが各区の区戸長に「彼の奸徒に煽惑」されないよう村びとたちを導くことを指令した。ここに紹介する文書は、一名「弥十郎騒動」と呼ばれる右の名西山分の民衆の動向を知るうえで重要な史料である。さらにこの文書は、「管内布達(案文)」(県公文書)との照合をすすめるうえで貴重であると同時に、既存復刻史料の誤謬の訂正をするためにも参考とすべき文献であるといえる。なお、誌面の都合上、紹介史料は一部に止めた。(当館所蔵 勘田家文書「御用録」所収 カンダ000118)



解説文

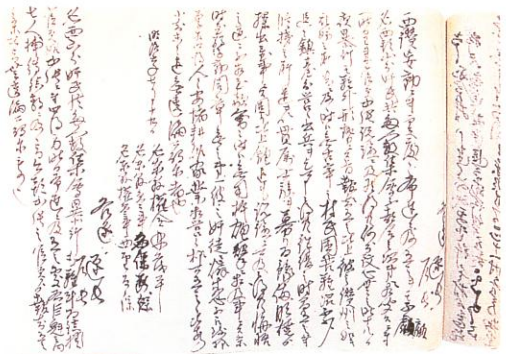
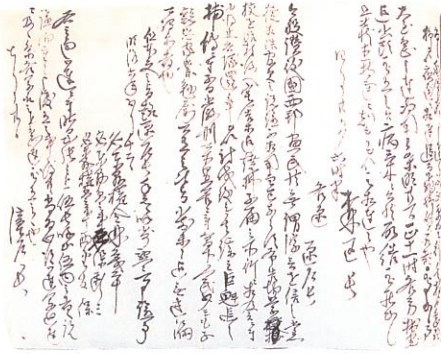
各区

区戸長

今般讃岐国西郡愚民共無謂浮言を信し党徒相結官員之説論不相用而已ならず布告場場学ノ校を始村役人宅舎等迄焼払不屈之所行ニ相及候二付ノ不得止兵隊邏卒ヲ以討伐シ其謀主巨魁追々ノ捕縛ニ付不日嚴刑可所置管二付管下人民少シも不ノ疑惑家業勉勵可有之此旨小前末々迄無遺漏ノ可触示者也  
但本文之旨趣区戸長手元へ呼寄懇ニ可申論事  
明治六年五月十二日

右之通御達ニ付昨日出張之上伍長呼出伍内之者へ説ノ論向重々申渡有之事(一)候得共高為心得御達写廻達ノ二及候条各写取之上急速可被有之候也  
七月廿日 滝 戸長

- 名東県権令 林 茂平
- 名東県参事 久保 断三
- 名東県権参事 西野 友保



各区 戸長

西讃妄動ニ付而八度々布達ニ及有之ヲモ不顧ノ名西郡山分奸民共多数集會不都合之次第第二相聞候二付ノ一昨日已来官員出張説論ニ及候得共何分改心無之昨十八日ノ夜暴行モ難計形勢ニ候旨報知有之此上彼之讃州之如キノ乱妨之所為ニ及候時ハ無辜之村民困苦難洪不少ノ追々鎮台分營へ出兵ヲ乞可申候得共往復之時間有之ニ付ノ臨機之所置ヲ以貫属士族ヲ募り為予備明曉よりノ繰出置事ニ候固り此上飽迄も説論ニ可及候得共悔悟ノ之道ニ不相至敵対候時ハ無用捨炮撃ニ相及事ニ候条ノ時至驚動周章無之第一彼之奸徒ニ煽惑不被致様ノ厚相心得人々安堵耕作家業相管候様可有之候此段ノ小前末々迄無遺漏可触示者也  
明治六年七月十九日

- 名東県権令 林 茂平
- 名東県参事 久保 断三
- 名東県権参事 西野 友保

読み下し文(上の写真中央部)

西讃妄動については、たびたび布達におよびこれあるをも顧みず、名西郡山分奸民ども多人数集會、不都合の次第にあい聞こえ候につき一昨日已来、官員出張説論におよび候えども何分改心これなく、昨十八日夜暴行も計り難き形勢に候旨、報知これあり。このうえ彼の讃州の如き乱妨の所為におよび候時は、無辜の村民困苦難洪少なからず追々鎮台分營へ出兵を乞い申すべく候えども往復の時間これあるにつき臨機の所置をもつて貫属士族を募り、予備として明曉より繰り出し置く事に候。固よりこのうえあくまでも説論におよぶべく候えども悔悟の道にあいいたらず敵対候ときは用捨なく炮撃にあいおよぶ事に候条、時いたり驚動周章これなく、第一彼の奸徒に煽惑いたされざるよう厚くあい心得、人々安堵耕作家業あい営み候ようこれあるべく候。この段小前末々まで遺漏なく触れ示すべきもの也  
明治六年七月十九日

- 名東県権令 林 茂平
- 名東県参事 久保 断三
- 名東県権参事 西野 友保

用語解説(「広辞苑」ほか参考)

根拠のないうわさ。流言。  
徒党のこと。ある事をたくらんで集まった仲間。

明治初めころの警察官の呼び名。  
(盗賊などの)首領。大親分。  
小百姓のこと。小前百姓。

村びとの自治のためにおかれた村役人。  
理非の分別もなく行動すること。  
罪のないこと。また、その人。(「辜」は罪の意。)

貫属士族 地方行政組織の管轄下にある士族。  
驚動周章 驚き動揺しあわてふためくこと。  
奸徒 わるもの。よこしまなやから。  
煽惑 おだてまどわすこと。

(主任専門員)

# 各種講座・講演会のご案内

## 二コース制の古文書講座

初級と中級の二コース制を採用し、より充実したものになっています。場所は当館講座室です。時間は午後二時から午後四時まで。

### 初級コース

このコースは、文語体の読み方・くずし字辞典の引き方・文字の読み方・文意の取り方をはじめとして古文書で使用する文字の基礎をじっくりと確実に学習していただくコースです。

- ◇講座定員 二十五名程度
- ◇申込締切 四月三十日(土)
- ◇講座日程 5/14・28、6/11・25
- (隔週土曜日) 7/9・23、8/6・20
- 9/3・17の十回。

### 中級コース

募集は初級コースとは別にし、初級コース修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。県下のごまごまな古文書を教材として学習していただきます。

- ◇講座定員 二十五名程度
- ◇申込締切 九月二十二日(木)
- ◇講座日程 10/1・8・15・22・29
- (毎週土曜日)の五回。

### 【応募要領】

受講を希望される方は、往復ハガキに

- ①郵便番号②住所③氏名④電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

## 古文書保存講座

記録遺産としての古文書の保存や活用を図るため、史料管理の理論と実際について学び、古文書の修復や補修の実習をしていただく講座です。

- ◇講座定員 二十五名程度
- ◇講座日程 七月頃に開催予定

### 【応募要領】

受講を希望される方は、所定の申込用紙に必要な事項をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書保存講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※すべて無料です。

詳しくは徳島県立文書館古文書係までご連絡ください。



# 文書館の利用案内

## 利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは原則として行いません。

## 開館時間

- 午前九時三十分～午後五時

## 休館日

- 毎週月曜日
- (祝祭日の場合は翌日)
- 毎月第三木曜日
- ※平成十七年八月十五日は開館します。
- ※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

## 交通のご案内

- ◇JR徳島駅から徳島市営バス利用 約二十五分
- ◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩 約三十五分



◇ホームページアドレス◇ <http://www.archiv.comet.go.jp> (徳島県立文書館)

## 文書館だより

第24号

平成十七年三月十六日発行  
編集兼発行 徳島県立文書館  
〒七七〇-八〇七〇  
徳島市八万町向寺山  
文化の森総合公園内

印刷 ナカガワ・アド株式会社  
TEL 〇八八-六六八一三七〇〇